

平成 24 年 7 月 24 日
消費者委員会

「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」に対する実施状況報告について確認したい事項

| 建議事項（平成 23 年 12 月 21 日） | 実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 24 年 6 月） | 確認したい事項 |
|---|---|---|
| <p>1 健康被害等に関する情報の提供と的確な対応</p> <p>（建議事項①）</p> <p>関係省庁（厚生労働省及び消費者庁）は、消費者の安全確保の観点から、以下の措置を講ずること。</p> | | |
| <p>（1）消費者庁は、都道府県に対し、消費者相談において、エステ・美容医療サービス関連で、健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、保健所等関係部局に当該情報を提供するよう要請すること。</p> | <p><消費者庁></p> <p>消費者庁は、都道府県・政令指定都市に対し、「消費者から寄せられたエステ・美容医療サービスによる健康被害等に関する情報への対応について（依頼）」（平成 24 年 3 月 22 日付け消安第 218-1 号）により要請を行った。</p> <p>具体的には、消費者行政担当部局に対し、消費者からエステ・美容医療サービスに関連して、健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、①衛生主管部局（保健所、医療安全支援センターを含む。）への情報提供、②消費者に対する衛生主管部局の相談窓口の紹介など、適切な対応を依頼している。</p> | <p>●平成 24 年 3 月の要請を受けた後の都道府県・政令指定都市の対応状況について把握しているのであれば、その内容等について説明願います。</p> <p>特に、「地方の消費者行政担当部局が同じ自治体の衛生主管部局へ情報提供した事例」「消費者へ衛生主管部局の窓口を案内した事例」がどの程度あるのか、実情が分かれば説明願います。</p> |
| <p>（2）厚生労働省は、健康被害等に関する情報を把握した場合の対応について、運用上の工夫やノウハウ、具体例等を整理し、都道府県及び政令市に示すこと。</p> | <p><厚生労働省></p> <p>○ 「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」（平成13年11月8日付け医政医発第105号厚生労働省医政局医事課長通知。以下「平成13年通知」という。）で、都道府県に対し、違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うことや、悪質な場合には警察と適切な連携を図ることを通知している。平成24年2月29日に開催した全国医政関係主管課長会議及び「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について（依頼）」（平成24年3月23日付け医政総発0323第11号・医政医発0323第2号厚生労働省医政局総務課長・医事課長通知。以下「3月23日通知」という。）では、平成13年通知を改めて周知するとともに、違反者に対する行政指導、警察への情報提供等による協力を重ねて依頼した。</p> <p>○ さらに、3月23日通知では、医師法（昭和23年法律第201号）第17条に係る疑義が生じた場合、医政局医事課宛てに照会することを依頼しており、照会があった場合には、個別の事案に応じた適切な対応方法について助言を行うこととしている。</p> <p>○ また、「消費者から寄せられたエステ・美容医療サービスによる健康被害等に関する情報への対応について（依頼）」（平成24年3月28日付け健衛発0328第5号厚生労働省健康局生活衛</p> | <p>●医師の有資格者しか行えない施術を無資格者が行っている等、その宣伝やHPでの情報提供があると分かった場合、厚生労働省は県・市の医事担当課に当該事業者はどう対処するよう指導助言しているか説明願います。</p> <p>●3月23日通知を受けた後の都道府県・政令指定都市の対応状況について把握しているのであれば、その内容等について説明願います。</p> <p>●「エステティックによる健康被害の相談等を受けた際の平成23年度の対応」の調査結果について提出のうえ、その</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>生課長通知)により、消費者行政部局からの情報提供があった場合には、適切な対応が図られるよう都道府県等に依頼するとともに、建議を受けて、いわゆるエステティックによる健康被害の相談等を受けた際の平成23年度の対応を調査した。</p> <p>○ 特にまつ毛エクステンションについては、「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」(平成20年3月7日付け健衛発第0307001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知。以下「平成20年通知」という。)により、当該施術は美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく美容に該当するものであり、施術により事故等が起こることのないよう営業者等に対し周知徹底を図ること等を都道府県等に要請している。さらに、「まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底について」(平成22年2月18日付け健衛発0218第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)により、平成20年通知を改めて周知するとともに、法令違反のおそれのある事案に対する指導・監督の徹底を図っていただくこと等をお願いしている。</p> <p>○ 今後、上記調査を踏まえ、具体的な被害事例や営業者に対する指導、警察との連携方法等について、具体的な課題、必要性に応じて、都道府県等を通じて事例の収集等を行い、参考となる対応事例の周知等を行う予定である。</p> | <p>概要について説明願います。</p> <p>●まつ毛エクステンションについて、過去の通知を改めて周知する必要はないか説明願います。</p> <p>●具体的な課題の検討、都道府県を通じての事例収集、具体的な対応事例の周知等について、今後の対応方針・想定しているスケジュール等について説明願います。</p> |
| <p>(3) 消費者庁は、今後の健康被害の発生状況、上記取組状況等を踏まえ、必要に応じて、関係省庁への要請、消費者安全法に基づく注意喚起及び措置要求を行うこと。</p> | <p><消費者庁></p> <p>消費者庁は、エステ・美容医療サービスに関して、平成22年2月にまつ毛エクステンションの注意喚起及び厚生労働省へ安全性の確保策を講じるよう要請を行っている。</p> <p>この他に、被害の発生状況を踏まえ、平成23年7月にブライダルエステの危害について、10月にアートメイクの危害についてそれぞれ国民生活センターから注意喚起が行われている。</p> <p>消費者庁は、今後も健康被害の情報を把握しながら、必要に応じて、関係省庁への要請のほか、消費者安全法に基づく注意喚起及び措置要求を行うこととしている。</p> | <p>●建議後も危害報告が少なからず報告されているものと思いますが、その件数及び概要を説明願います。特に医師の資格が必要な施術を無資格者が行っている等の事例がどの程度あるか、把握をしていければ説明願います。また、注意喚起等を行うに当たっての判断基準はあるのか、さらに上記実態に照らして注意喚起等を行う必要はないか説明願います。</p> |

| 建議事項（平成 23 年 12 月 21 日） | 実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 24 年 6 月） | 確認したい事項 |
|--|--|--|
| <p>2 エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置</p> <p>（建議事項②）</p> <p>厚生労働省は、エステ等を利用する消費者の安全確保の観点から、各施術ごとに健康への影響等を分析し、必要に応じて、各施術の技術基準等を整備するとともに、法解釈の見直し等について検討すること。</p> <p>また、エステ等を利用する消費者の安全確保の観点から、エステ等における施術の際の衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理のための指針を整備する等の措置を講ずること。</p> | <p>＜厚生労働省＞</p> <p>○ エステ・美容医療サービスのうち、エステティック衛生基準については、財団法人日本エステティック研究財団により自主基準として平成8年に策定、平成21年に改訂しており、日本エステティック協会、日本エステティック業協会等の主なエステティック関係団体において広く活用されており、当財団のホームページでも公表している。さらに、当財団では、平成22年度からエステティックに従事する方々を対象にeラーニングを実施しており、正しい衛生基準の知識を修得し、より安全で効率的な衛生管理を実施できるよう講習を行っている。また、当財団宛て「エステティックを利用する消費者の健康被害防止について」（平成24年3月30日付け厚生労働省健康局生活衛生課事務連絡）により、今後ともeラーニングの周知を図る等、その普及に努めるよう指示している。</p> <p>○ その上で、個々の問題状況に応じて対応を行っており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネイルについては、平成22年に生活衛生関係営業等衛生問題検討会における検討を経て、「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針について」（平成22年9月15日付け健発0915第4号厚生労働省健康局長通知）を通知している。 ・ 美顔については、平成22年度から厚生労働科学研究で「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」を実施しており、フェイシャルエステの安全性の検証や衛生管理の実態把握を行っている。 ・ まつ毛エクステンションについては、平成23年11月から生活衛生関係営業等衛生問題検討会で6回検討を行っており、美容師免許を義務づけている現状の規制のあり方も含め、消費者への安全なサービスの提供のあり方を検討している。さらに、眼科や皮膚科への受診が必要とされる危害がどれだけあるのか把握し、より正確な情報を消費者へ提供することにより、まつ毛エクステンションによる健康被害への注意喚起を行うことを目的として、日本眼科医会及び日本臨床皮膚科医会の参加も得て、平成24年度厚生労働科学研究費による研究を実施する。 <p>○ 今後、エステティックを行う店舗における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備や衛生管理のための指針の改定など、施術者、店舗の参考になる情報提供に努めていく。</p> | <p>●財団法人日本エステティック研究財団によるeラーニングについて、平成22年度以降の実績（内容、受講対象者数、受講者数、等）について説明願います。</p> <p>●「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」の平成23年度までの調査概要と今後のスケジュールについて説明願います。また、同研究中の「エステティックの衛生管理実態調査」の調査対象、調査項目、調査結果について説明願います。</p> <p>●まつ毛エクステンションに関して、検討会における議論の現状とスケジュールについて説明願います。また、研究について、現状とスケジュールについて説明願います。</p> <p>●建議において、エステ／エステと類似の施設における衛生管理の実態を把握するよう指摘をしているところ、上記実態調査以外の施設に対する把握状況等について説明願います。</p> <p>●建議において、各施術ごとに健康への影響等を分析し、必要に応じて、各施術の技術基準等を整備するとともに、法解釈の見直し等について検討することとされているところ、その検討状況等について説明願います（脱毛、アートメイク、等）。</p> |

| 建議事項（平成 23 年 12 月 21 日） | 実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 24 年 6 月） | 確認したい事項 |
|---|--|--|
| <p>3 不適切な表示（広告）の取締りの徹底</p> <p>（建議事項③）</p> <p>関係省庁（厚生労働省及び消費者庁）は、取引の適正化の観点から、以下の措置を講ずること。</p> | | |
| <p>（1）厚生労働省は、消費者視点で好ましくないと判断されるインターネット上等の表示を取り締るための措置を講ずること。</p> <p>また、都道府県及び政令市に対し、保健所等関係部局と消費者行政担当部局との連携について再度要請するとともに、不適切な医療広告等について、法令及び上記措置に基づく法執行を適切に行うよう要請すること。</p> | <p><厚生労働省></p> <p>○ 医療機関のホームページの取扱いについては、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」報告書（平成24年3月6日取りまとめ）において、自由診療分野を中心としたガイドラインを国において作成し、そのガイドラインに基づき関係団体等による自主的な取組を促す等の方針が示されている。現在、その方針に従い、ガイドライン案を作成しており、取りまとめ次第、公表するとともに、都道府県等に対しても周知する予定である。</p> <p>○ また、平成24年2月29日に開催した全国医政関係主管課長会議において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者委員会より美容医療サービスを行う医療機関等の広告について、医療法（昭和23年法律第205号）の規制対象となり得るフリーペーパー等に不適切な広告が散見され、その適正化の要請がなされていることを踏まえ、引き続き、必要な指導等を適切に実施すること ・ 医療に関する広告に関する住民からの苦情は管内の消費生活センターに寄せられることもあるため、苦情・相談の状況について、定期的に情報交換する等、消費者行政機関との連携に努め、違反が疑われる広告等に関する情報を入手した際には必要な措置を講じること <p>について、都道府県等の担当者に対して依頼した。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「自由診療分野を中心としたガイドライン（案）」について、その内容と公表等のスケジュールについて説明願います。 ● 検討会報告書では「ガイドラインの実効性の把握に努め、改善がみられない場合には、対象を絞りつつ法規制も含めてその後の対応を検討する」とあるところ、いつ、どのように実効性を把握し、今後の対応を検討する予定なのか説明願います。 ● 全国医政関係主管課長会議での依頼内容について文書を提出の上、依頼後、都道府県の対応に変化があれば説明願います。 ● 現実に消費者が有力な情報収集媒体と評価しているホームページに行き過ぎた表現が多数ある現実を見ると、強制力のある医療法上の広告として規制が必要ではないかと考えられますが、なぜそのようにできないのか理由等について説明願います。 ● 消費者保護の観点から、医療法に基づく広告規制について消費者庁が関与する方向で見直すことについて、どのように考えるか説明願います。 |
| <p>（2）消費者庁は、都道府県（景表法所管部局）に対し、医療機関が行う広告についても法執行の対象となることを徹底するとともに、不適切なインターネット上等の表示について、自らも法執行を適切に行うこと。</p> | <p><消費者庁></p> <p>消費者庁は、都道府県等消費者行政担当課長会議（平成24年4月26日開催）及び消費者庁所管法令執行担当者研修（平成24年5月15日開催）において、医療機関も景品表示法上の「事業者」に含まれるものであり、これらの機関が行うインターネット上の広告等に不当表示の疑いがあるとの端緒を得た場合、積極的に調査を行うことが望まれることを伝えた。</p> <p>消費者庁としても、景品表示法に違反する事実には、厳正に対処する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県等消費者行政担当課長会議、消費者庁所管法令執行担当者研修で説明の際に使用した資料について提出の上、その後の都道府県の対応状況等について把握しているのであればその内容等について説明願います。 ● インターネット上等の表示については、消費者庁自身も |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>適切な法執行が求められているところ、国民生活センターより、6月に美容医療に関する注意喚起がなされ、その中で「景品表示法上、問題となる可能性がある広告で誘引している」などの指摘もありますが、行政指導等を行っているのか説明願います。</p> |
|--|--|---|

| 建議事項（平成 23 年 12 月 21 日） | 実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 24 年 6 月） | 確認したい事項 |
|--|---|---|
| <p>4 美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底</p> <p>（建議事項④）</p> <p>厚生労働省は、美容医療サービスに関連する相談のうち、患者（消費者）の理解と同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが少なからずみられること等を踏まえ、取引の適正化及び消費者の安全確保の観点から、緊急性がそれ程高くない美容医療サービスを提供する場合に、患者（消費者）に必ず説明し、同意を得るべき内容等を盛り込んだ指針等を整備し、周知を図ること。</p> | <p>＜厚生労働省＞</p> <p>○ 患者に対する診療情報の提供等については、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知）において、インフォームド・コンセントの理念等を踏まえ、医療従事者等の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図っている。</p> <p>○ また、平成24年2月29日に開催した全国医政関係主管課長会議において、緊急性がそれ程高くない美容医療サービスの提供に当たっては、「診療情報の提供等に関する指針」において、「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害損失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。）」を医療従事者が診療中の患者に対して丁寧に説明しなければならない事項としていることを踏まえ、引き続き、医療従事者等に対しての周知の徹底及び遵守の要請等を行うことについて、都道府県等の担当者に対して依頼した。</p> | <p>●建議において、美容医療サービスを提供する場合には緊急性がそれほど高くないためより丁寧な事前説明が求められているところ、「診療情報の提供等に関する指針」の中では金額（見積含む）、施術内容、キャンセル時の取扱、施術後の副作用やはれ、しみ等の残留状況時期について明確に示されていないと理解していますが、盛り込む必要がないか説明願います。</p> <p>●建議において、「説明後、書面を渡して消費者（患者）の同意を求めることが望ましい」とされているところ、依頼のみならずそれを徹底させるための措置を講じる予定があるか説明願います。</p> <p>●建議において、取引の適正化及び消費者の安全確保の観点から患者（消費者）に対して事前に説明することが望ましい内容や、患者（消費者）の十分な理解・同意を得るための手続等を盛り込んだ指針等を整備する必要がある旨指摘しているところ、どのような方針をお持ちか説明願います。</p> |